

「大阪府安全なまちづくり条例」（令和 7 年改正） Q & A

条例を改正する目的は。

- 近年、府内における特殊詐欺被害が急増しており、令和 6 年には、速報値で認知件数が 2,658 件、被害額は約 64 億円にのぼり、過去最悪の被害状況となっています。
- 特殊詐欺は、携帯電話で指示し、A T M を操作させて金銭を振り込ませる手口や、コンビニ等でプリペイド型電子マネーを購入させ、カード番号等を聞きとって、電子マネーの額面金額を騙し取る手口が多く発生しています。
- 騙された本人は、自ら詐欺を防止することが困難であることから、被害の防止に向けては、水際となる金融機関や事業者等による一歩踏み込んだ対策強化が重要となります。
- このため、大阪府では、大阪府警察と連携し、「大阪府特殊詐欺対策審議会」における審議や、パブリックコメント等を経て、「大阪府安全なまちづくり条例」を改正し、金融機関や事業者、府民等への対策を義務化することとしました。

「特殊詐欺」の定義は。

- 「特殊詐欺」は、犯人が電話やハガキ等で親族や公共機関の職員を名乗って被害者を信じ込ませ、現金やキャッシュカードをだまし取ったり、医療費の還付金が受け取れる等といった ATM を操作させ、犯人の口座に送金させる犯罪のことです。
- なお、「特殊詐欺」に加え、SNS を悪用した投資詐欺・ロマンス詐欺についても被害が急増しており、特殊詐欺にかかる防止対策を講じることで、このような「SNS 型投資・ロマンス詐欺」の防止効果も一定期待できることから、今回の条例改正では、対象犯罪に含めることとし、「特殊詐欺等」と規定しています。

今回の改正で、金融機関、事業者、府民等には、何が義務化されるのか。

- 金融機関等には、次の義務が課されます。（第 21～23 条）
 - ・ATM 設置者は、高齢者（65 歳以上）が、携帯電話で通話しながら ATM を操作することを禁止するため、ポスター等を掲示する。
 - ・金融機関は、過去 3 年間 ATM の振込み実績がない、府内に居住する 70 歳以上の方の口座について、ATM における 1 日の振込上限額を 10 万円以下に設定する。
 - ・窓口で、被害のおそれを発見したときは、警察への通報等を行う。
- プリペイド型電子マネー販売事業者には、次の義務が課されます。（第 24 条）
 - ・販売事業者は、電子マネーを販売するレジ付近に、注意喚起のポスター等を掲示し、被害にあっているかを確認するための書面等を備え付ける。
 - ・一会計で 5 万円以上のプリペイド型電子マネーを購入する者に対し、書面等を示し、被害にあうおそれがないか確認する。
 - ・窓口で、被害のおそれを発見したときは、警察への通報等を行う。
- 府民には、次の義務が課されます。（第 22 条、第 24 条）
 - ・高齢者（65 歳以上）は、ATM 設置者が講じる措置に従い、携帯電話で通話しながら ATM を操作してはならない。
 - ・プリペイド型電子マネーの購入者（年齢制限なし）は、販売事業者から、被害のおそれがないかの確認を受けた場合は、その確認に応じなければならない。

携帯電話で通話しながら ATM 操作禁止は、なぜ 65 歳以上が対象なのか。

- 府内における令和 5 年の特殊詐欺被害については、被害者の約 85%が 65 歳以上の高齢者となっています。
- また、犯行の手口として、府内で最も多い「還付金詐欺」（認知件数全国ワースト 1）では、犯人に携帯電話で指示され、高齢者が ATM を操作し、金銭を振込んで被害にあうケースが多発しています。
- 府民の大切な財産、老後の生活資金を詐欺被害から守るため、今回の条例改正では、65 歳以上を対象としました。

毎月、ATM で 10 万円以上を継続的に振り込んでいるが、70 歳になると振込みできなくなるのか。

- 今回の条例改正では、「過去 3 年間 ATM の振込み実績がない、府内に居住する 70 歳以上の方の口座」について、ATM における 1 日の振込上限額を 10 万円以下に設定するものです。
- このため、継続的に ATM で振込みを行っている方であれば、70 歳以上になっても、条例により、上限額が設定されることはありません。

ATM 振込上限額が設定されると、上限額を超える振込みはできないのか。

- 今回、条例改正により振込上限額が設定されるのは、ATM だけが対象となっています。このため、金融機関の窓口による振込みについては、各金融機関の基準により、ATM の振込上限額を超えて、振込みが可能な場合があります。

プリペイド型電子マネー販売時の確認は、なぜ年齢制限がないのか。

- 府内で 2 番目に多い「架空料金請求詐欺」（認知件数全国ワースト 1）では、コンビニ等でプリペイド型電子マネーを購入させ、カード番号等を聞きとって、電子マネーの額面金額を騙し取る手口が多く発生していますが、「還付金詐欺」等に比べ、高齢者に限らず、幅広い年齢で被害が発生しています。
- 加えて、プリペイド型電子マネー販売事業者における詐欺にあうおそれがないかの確認にあたっては、外見等により購入者の年齢判断が困難なことや、会計時の負担軽減等から、年齢制限を設けないこととしています。

プリペイド型電子マネー販売時の確認は、なぜ一会計 5 万円以上としたのか。

- プリペイド型電子マネー販売時の確認については、「大阪府特殊詐欺対策審議会」等において、販売事業者に過度な負担とならないよう検討を進めてきました。
- プリペイド型電子マネーについては、大半が詐欺とは関係ない、正当な取引であることや、特殊詐欺の犯行では、非常に高額なプリペイド型電子マネーを購入させられるケースが多いこと等から、今回の条例改正では、一会計 5 万円以上を確認の対象としました。
- なお、5 万円以下については、従前から現行条例において、事業者は、特殊詐欺の犯行手段として利用され、又は利用されるおそれがある商品等の提供に際し、特殊詐欺の手段に利用されないための措置を講ずるよう努めるものとされています。

施行日を令和 7 年 8 月 1 日と同年 10 月 1 日にした理由は。

- 危機的な状況となっている特殊詐欺被害から府民を守るため、一刻も早く対策を強化する必要がありますが、今回の条例改正では、各主体への取組を義務化するため、施行日までに、準備を整え、周知徹底を図る必要があります。
- このため、ATM 振込上限額の設定以外については、金融機関、事業者におけるポスター等の掲示作業や、プリペイド型電子マネー購入者に対する書面等の準備、府民への周知期間等を考慮し、令和 7 年 8 月 1 日から施行することとしました。
- また、ATM 振込上限額の設定については、金融機関において、システム改修等に相当な期間を要することから、同年 10 月 1 日から施行することとしています。（経過措置あり）

条例改正に至るこれまでの検討経過や資料を見たい。

- 大阪府警察と連携して、令和 6 年 8 月から 11 月までの間、「特殊詐欺対策審議会」を 5 回開催し、効果的な特殊詐欺の被害防止対策の検討を行いました。

なお、審議結果については、12 月に同審議会から答申がありました。

※特殊詐欺対策審議会（大阪府警察）HP：[大阪府特殊詐欺審議会について／大阪府警本部](#)

- 特殊詐欺の被害防止に向け、取組をさらに強化すべく、「大阪府安全なまちづくり条例の改正（案）の概要」、「改正条文素案」等をまとめ、令和 6 年 12 月 23 日～令和 7 年 1 月 21 日の間、パブリックコメントを実施し、府民の皆様からのご意見等を募集しました。

※府民意見等の募集 HP：[「大阪府安全なまちづくり条例の改正（案）」に対する府民意見等の募集について／大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

※府民意見等の募集結果 HP：[「大阪府安全なまちづくり条例の改正（案）」に対する府民意見等の募集結果について／大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

- 知事を本部長とする令和 6 年度第 3 回「大阪府戦略本部会議」（令和 7 年 1 月 27 日）において、「大阪府安全なまちづくり条例の改正」について審議し、令和 7 年 2 月定例府議会に改正条例案を提出することを意思決定しました。

※令和 6 年度大阪府戦略本部会議 HP：[令和 6 年度第 3 回大阪府戦略本部会議【議題 1】／大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)